

令和4年第2回（3月）大潟村議会定例会
総務産業常任委員会 会議記録

【 議会事務局・総務企画課・税務会計課・農業委員会・産業振興課 】

| | | | |
|---------------|---|-----------|----------|
| 招集年月日 | 令和4年3月10日（木） | | |
| 招集場所 | 役場2階 「第一会議室」 | | |
| 開会日時 | 令和4年3月10日（木） 13:25～16:35 | | |
| 出席委員 （6名） | 委員長 三村 敏子 | 副委員長 工藤 勝 | 委員 菅原アキ子 |
| | 委員 齊藤 知視 | 委員 川淵 文雄 | 委員 石井 雅樹 |
| 欠席委員 （0名） | | | |
| 出席職員 （18名） | <p>【特別職】 【議会事務局】 副村長 工藤 敏行 事務局長 近藤 綾子</p> <p>【総務企画課】 課長 薄井 伯征 主査 遠藤 有子 主査 進藤 智哉 主査 小形谷範子 主査 庄司都志哉 主任 相原 千里</p> <p>【税務会計課】 課長 伊東 寛 課長補佐 澤井 公子 主査 工藤 修功 主任 宮田 文美</p> <p>【農業委員会】 主査 池田 龍成</p> <p>【産業振興課】 課長 宮田 雅人 主査 菅原 美子 主任 薄田 穰 主任 佐藤 洋平 主事 今野 智美</p> | | |

| | |
|------|---------------------------------|
| 付託事件 | 議案第4号 大潟村課設置条例の一部を改正する条例案 |
| | 議案第5号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案 |
| | 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案 |
| | 議案第10号 普通財産の貸付について（追認） |
| | 議案第11号 普通財産の貸付について（追認） |
| | 議案第12号 普通財産の貸付について（追認） |
| | 議案第13号 普通財産の貸付について（追認） |
| | 議案第14号 普通財産の貸付について（追認） |
| | 議案第15号 普通財産の貸付について（追認） |
| | 議案第16号 普通財産の貸付について（追認） |

| |
|-------------------------------------|
| 議案第 17 号 普通財産の貸付について（追認） |
| 議案第 18 号 普通財産の貸付について（追認） |
| 議案第 19 号 普通財産の貸付について（追認） |
| 議案第 20 号 普通財産の貸付について（追認） |
| 議案第 21 号 普通財産の貸付について（追認） |
| 議案第 22 号 普通財産の貸付について（追認） |
| 議案第 23 号 普通財産の貸付について（追認） |
| 議案第 24 号 普通財産の貸付について（追認） |
| 議案第 25 号 普通財産の貸付について（追認） |
| 議案第 26 号 普通財産の貸付について（追認） |
| 議案第 27 号 普通財産の貸付について（追認） |
| 議案第 28 号 普通財産の貸付について（追認） |
| 議案第 29 号 普通財産の貸付について（追認） |
| 議案第 30 号 第 2 期大瀧村総合村づくり計画後期基本計画について |
| 議案第 31 号 令和 3 年度大瀧村一般会計補正予算案 |
| 要望第 1 号 要望書（大瀧土地改良区） |

| 発言者 | 発言要旨 |
|-------|---|
| 三村委員長 | <p>（開会 13：25）</p> <p>ただいまより、総務産業常任委員会を開会します。</p> <p>ただいまの出席委員数は6名で定足数に達しておりますので、委員会は成立します。</p> <p>本委員会の会議記録の作成については、当局にお願いいたします。</p> <p>なお、会議録署名委員は、全委員にお願いいたしますので、会議録ができ次第、署名をお願いします。</p> <p>それでは当委員会に付託された議案について、審査に入ります。</p> <p>審査の順番ですが、はじめに 議会事務局、総務企画課、税務会計課の総務部門を行い、その後、当局が入れ替わって 産業振興課、農業委員会の産業部門 を行いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議案第 4 号「大瀧村課設置条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。</p> |
| 進藤主査 | （ 当局説明 ） |
| 三村委員長 | 当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。 |

| 発言者 | 発言要旨 |
|-------|---|
| 三村委員長 | <p>質疑ございませんか。</p> <p>男女共同参画の所管については総務企画課が適当であると考えますが、いかがでしょうか。</p> |
| 薄井課長 | <p>村における男女共同参画の取組は、第4次行動計画に基づき行われています。行動計画では、一人ひとりの人権を尊重し、性別や年齢にかかわらず社会のあらゆる場面で活躍できる社会の実現を基本目標に掲げております。機構改革以前より、福祉保健課では、人権擁護や女性保護を所管しておりますので、今回改めて、福祉保健課の所管として整理いたしました。</p> <p>総務企画課の所管とすることが適当ではないかのご意見ですが、行動計画の策定や推進については福祉保健課の主導のもと、全庁で連携して進めていくこととなりますので、問題はないと考えております。</p> |
| 三村委員長 | <p>男女共同参画の取組は、様々な分野に関わるものなので、総務企画課が良いと考えます。</p> |
| 齊藤委員 | <p>国や県の所管を教えてください。</p> |
| 薄井課長 | <p>把握しておりませんが、人権擁護等の担当課が所管しているものと認識しております。</p> |
| 工藤副村長 | <p>村の行動計画では、男女の人権を互いに尊重することを基本目標としています。かつて、住民生活課の職員がF・F推進員だったこともあり、機構改革前は住民生活課の所管としてきました。機構改革により、令和3年度は生活環境課の所管として事務執行してきましたが、予算編成の段階で、改めて福祉保健課の所管とした方が良いとのことで、今回、改正案を提出させていただきました。</p> <p>全県的には、総務課の所管としているところが多いようですが、各課の業務量のバランスを鑑みると、総務企画課では難しいと考えています。行動計画の推進は、全庁体制で行いますので、ご理解いただきたいと思います。</p> |
| 三村委員長 | <p>他に質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |

| 発言者 | 発言要旨 |
|---------|---|
| 三村委員長 | <p>質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 三村委員長 | <p>ないようですので、討論を終結し、採決いたします。 議案第4号「大潟村課設置条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【 全員挙手 】</p> |
| 工藤副委員長 | <p>全会一致であります。 議案第4号は全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に、議案第5号「押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案」について、当局より説明を求めます。</p> |
| 遠藤主査 | <p>(当局説明)</p> |
| 三村委員長 | <p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p> |
| 菅原(ア)委員 | <p>火入れとは何を指すのでしょうか。また、押印が必要と整理した事務には、どのようなものがあるか教えてください。</p> |
| 遠藤主査 | <p>火入れとは、田んぼ等でもみ殻を燃やすことです。また、押印を必要と整理した事務は、契約や連帯保証、補助金事務など、金銭の授受に関するもの等です。</p> |
| 三村委員長 | <p>他に質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 三村委員長 | <p>質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。</p> |

| 発言者 | 発言要旨 |
|-------|---|
| 三村委員長 | <p>(なしの声)</p> <p>ないようですので、討論を終結し、採決いたします。</p> <p>議案第5号「押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【 全員挙手 】</p> |
| 三村委員長 | <p>全会一致であります。</p> <p>議案第5号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第6号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。</p> |
| 遠藤主査 | <p>(当局説明)</p> |
| 三村委員長 | <p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p> |
| 三村委員長 | <p>会計年度任用職員は1年度ごとの任用だったと思いますが、これまでは育児休業を取得できなかったということですか。</p> |
| 遠藤主査 | <p>会計年度任用職員は1年度ごとの任期更新となりますが、継続して勤務している会計年度任用職員については、これまでも育児休業を取得することは可能でした。</p> |
| 三村委員長 | <p>本改正により育児休業を取得することができるようになった会計年度任用職員は、どういった方ですか。</p> |
| 遠藤主査 | <p>前年度に任用されておらず、当該年度に新たに任用された会計年度任用職員です。</p> |
| 三村委員長 | <p>採用する段階で妊娠している場合、採用後に育児休業を取得できるということですか。</p> |
| 遠藤主査 | <p>採用された場合は取得できます。</p> |

| 発言者 | 発言要旨 |
|-------|--|
| 三村委員長 | 採用段階で妊娠していても構わないということですか。 |
| 工藤副村長 | そのとおりです。 |
| 三村委員長 | 育児休業中の報酬はどうなるのでしょうか。 |
| 遠藤主査 | 現在産休中の会計年度任用職員は、通常勤務しているものとして報酬が支給されます。育児休業に入りますと、報酬は支給されませんが、これは正職員も同様です。ただし会計年度任用職員については、ハローワークに申請することで育児休業手当の給付を受けることができます。 |
| 三村委員長 | 正職員も育児休業中は無給なのですか。 |
| 遠藤主査 | 正職員も育児休業中については、給与は支給されませんが、毎月職員が掛金を負担している市町村職員共済組合から育児休業手当が支給されます。 |
| 石井委員 | 本件改正は、全国的に行われるものですか。 |
| 遠藤主査 | 人事院規則の改正に基づくものとなりますので、全国的に行われる予定です。 |
| 三村委員長 | 他に質疑ございませんか。 |
| | (なしの声) |
| 三村委員長 | 質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 |
| | (なしの声) |
| 三村委員長 | ないようですので、討論を終結し、採決いたします。 議案第6号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。 【 全員挙手 】 |

| 発言者 | 発言要旨 |
|-------|---|
| 三村委員長 | <p>全会一致であります。</p> <p>議案第6号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第10号「普通財産の貸付について（追認）」から議案第29号「普通財産の貸付について（追認）」については、関連する議案であるため一括審査いたします。</p> <p>異議ございませんか。</p> <p>（ なしの声 ）</p> |
| 三村委員長 | <p>それでは議案第10号から議案第29号を一括審査いたします。</p> <p>当局より説明を求めます。</p> |
| 薄井課長 | <p>（ 当局説明 ）</p> |
| 三村委員長 | <p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> |
| 齊藤委員 | <p>貸付期間が30年となる根拠を教えてください。</p> |
| 薄井課長 | <p>住宅建設を目的に土地を借りる場合、借地借家法が適用され、借地権が30年とされています。この法令に基づき、国有財産法においても普通財産の貸付期間が30年とされており、村の財務規則でもそのように定めております。</p> |
| 齊藤委員 | <p>30年以内ですか。</p> |
| 薄井課長 | <p>そのとおりです。</p> |
| 石井委員 | <p>北1丁目村営住宅は、順次解体し、集合型へ移行させていくということでしょうか。</p> |
| 薄井課長 | <p>そのとおりです。まずは、建設から35年が経過している村営住宅から移行させていただきます。</p> |
| 石井委員 | <p>戸建ての村営住宅は無くなるということですか。</p> |

| 発言者 | 発言要旨 |
|-------|---|
| 薄井課長 | 一部については、残す予定です。 |
| 石井委員 | 戸建ての村営住宅は新築する予定はないということでしょうか。 |
| 薄井委員 | 考えておりません。 |
| 三村委員長 | 他に質疑ございませんか。 (なしの声) |
| 三村委員長 | 質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 (なしの声) |
| 三村委員長 | ないようですので、討論を終結し、採決いたします。 議案第 10 号「普通財産の貸付について（追認）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。 【 全員挙手 】 |
| 三村委員長 | 全会一致であります。 議案第 10 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に、議案第 11 号の採決を行います。 議案第 11 号「普通財産の貸付について（追認）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。 【 全員挙手 】 |
| 三村委員長 | 全会一致であります。 議案第 11 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に、議案第 12 号の採決を行います。 議案第 12 号「普通財産の貸付について（追認）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。 【 全員挙手 】 |

| 発言者 | 発言要旨 |
|-------|--|
| 三村委員長 | <p>全会一致であります。</p> <p>議案第 12 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 13 号の採決を行います。</p> <p>議案第 13 号「普通財産の貸付について（追認）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【 全員挙手 】</p> |
| 三村委員長 | <p>全会一致であります。</p> <p>議案第 13 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 14 号の採決を行います。</p> <p>議案第 14 号「普通財産の貸付について（追認）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【 全員挙手 】</p> |
| 三村委員長 | <p>全会一致であります。</p> <p>議案第 14 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 15 号の採決を行います。</p> <p>議案第 15 号「普通財産の貸付について（追認）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【 全員挙手 】</p> |
| 三村委員長 | <p>全会一致であります。</p> <p>議案第 15 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 16 号の採決を行います。</p> <p>議案第 16 号「普通財産の貸付について（追認）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【 全員挙手 】</p> |
| 三村委員長 | <p>全会一致であります。</p> <p>議案第 16 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> |

| 発言者 | 発言要旨 |
|-------|--|
| 三村委員長 | <p>次に、議案第 17 号の採決を行います。</p> <p>議案第 17 号「普通財産の貸付について（追認）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【 全員挙手 】</p> <p>全会一致であります。</p> <p>議案第 17 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 18 号の採決を行います。</p> <p>議案第 18 号「普通財産の貸付について（追認）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【 全員挙手 】</p> |
| 三村委員長 | <p>全会一致であります。</p> <p>議案第 18 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 19 号の採決を行います。</p> <p>議案第 19 号「普通財産の貸付について（追認）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【 全員挙手 】</p> |
| 三村委員長 | <p>全会一致であります。</p> <p>議案第 19 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 20 号の採決を行います。</p> <p>議案第 20 号「普通財産の貸付について（追認）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【 全員挙手 】</p> |
| 三村委員長 | <p>全会一致であります。</p> <p>議案第 20 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 21 号の採決を行います。</p> <p>議案第 21 号「普通財産の貸付について（追認）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> |

| 発言者 | 発言要旨 |
|-------|--|
| 三村委員長 | <p>【 全員挙手 】</p> <p>全会一致であります。</p> <p>議案第 21 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 22 号の採決を行います。</p> <p>議案第 22 号「普通財産の貸付について（追認）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| 三村委員長 | <p>【 全員挙手 】</p> <p>全会一致であります。</p> <p>議案第 22 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 23 号の採決を行います。</p> <p>議案第 23 号「普通財産の貸付について（追認）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| 三村委員長 | <p>【 全員挙手 】</p> <p>全会一致であります。</p> <p>議案第 23 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 24 号の採決を行います。</p> <p>議案第 24 号「普通財産の貸付について（追認）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| 三村委員長 | <p>【 全員挙手 】</p> <p>全会一致であります。</p> <p>議案第 24 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 25 号の採決を行います。</p> <p>議案第 25 号「普通財産の貸付について（追認）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【 全員挙手 】</p> |

| 発言者 | 発言要旨 |
|-------|--|
| 三村委員長 | <p>全会一致であります。</p> <p>議案第 25 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 26 号の採決を行います。</p> <p>議案第 26 号「普通財産の貸付について（追認）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【 全員挙手 】</p> |
| 三村委員長 | <p>全会一致であります。</p> <p>議案第 26 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 27 号の採決を行います。</p> <p>議案第 27 号「普通財産の貸付について（追認）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【 全員挙手 】</p> |
| 三村委員長 | <p>全会一致であります。</p> <p>議案第 27 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 28 号の採決を行います。</p> <p>議案第 28 号「普通財産の貸付について（追認）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【 全員挙手 】</p> |
| 三村委員長 | <p>全会一致であります。</p> <p>議案第 28 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 29 号の採決を行います。</p> <p>議案第 29 号「普通財産の貸付について（追認）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【 全員挙手 】</p> |
| 三村委員長 | <p>全会一致であります。</p> <p>議案第 29 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 30 号「第 2 期大瀧村総合村づくり計画後期基本計画について</p> |

| 発言者 | 発言要旨 |
|-------|---|
| | て」、当局より説明を求めます。 |
| 小形谷主査 | (当局説明) |
| 三村委員長 | 当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。 質疑ございませんか。 |
| 三村委員長 | ワークショップでの意見が反映されているところを教えてください。 |
| 小形谷主査 | ワークショップでの意見が直接的に反映されているところはありません。ワークショップでは、「将来のありたい姿、避けたい姿」をテーマに意見交換をしていただき、目指す将来像に向けた取組を話し合っていました。具体的な取組についての意見もありましたので、今後、実施計画へ落とし込んで事業を進めてまいりたいと考えております。 |
| 三村委員長 | 反映されているところがわかると、ワークショップに参加した方々も嬉しいと思いますが、いかがでしょうか。 |
| 小形谷主査 | 後期基本計画では、新たに村民や事業者へ期待する役割の記載を加えており、そういった部分にワークショップの意見が反映されているものと考えております。今後、実施計画に落とし込んでいくこととなりますが、この点については整理していきたいと思います。 |
| 三村委員長 | 総合村づくり計画では、冊子の後ろにワークショップの意見がまとめて掲載されていました。後期基本計画では、村民に対し、ワークショップの意見はどのようにお知らせすることになりますか。 |
| 薄井課長 | 後期基本計画については、ダイジェスト版を作成し、村民に配布する予定です。また、あわせてホームページでも公表する予定でおります。 |
| 三村委員長 | ダイジェスト版に、ワークショップでの意見も掲載されるのですか。 |
| 小形谷主査 | ワークショップの参加者と検討委員には、ワークショップでの意見をまとめた資料をお配りしておりますが、その内容を村民へ配布することは考えておりません。 |

| 発言者 | 発言要旨 |
|-------|---|
| 三村委員長 | 参加者も多く、良いワークショップでした。これをきっかけとして、村づくりへ参画する意識を醸成する良い機会となるように検討してもらいたいです。 |
| 薄井課長 | ダイジェスト版を送付する際には、ワークショップなどのプロセスを経て策定した計画であることを明記したいと思います。 |
| 菅原委員 | 前期基本計画の振り返りや反省を、どのように後期基本計画へ反映していますか。 |
| 薄井課長 | 行政側で施策の効果検証を行い、施策のブラッシュアップを行っております。また、村民アンケートの結果やワークショップでの意見についても落とし込んだ内容となっており、各課共有のうえ、目標や施策を設定しております。具体的な施策については、予算特別委員会にて各課より説明いたします。 |
| 齊藤委員 | 事業評価は誰がどのように行うのですか。村民の意見を反映する機会はあるのでしょうか。また、1年ごとに評価するのですか。 |
| 小形谷主査 | 毎年度の評価点検については、担当課による評価点検で、実施計画のなかで行います。後期基本計画のPDC Aサイクルについては、前期計画の評価を参考として、各課における事業評価、村民アンケートやワークショップの実施などにより4年に一度、外部評価を行ったうえで、次の計画の策定に向かうものと考えております。 |
| 齊藤委員 | 前期基本計画と後期基本計画では評価方法に違いはありますか。 |
| 薄井課長 | 後期基本計画の具体的な評価方法については、まだ検討しておりませんが、前期基本計画の評価方法を参考に、行政側の評価点検だけではなく、村民側の評価としてアンケート調査を実施したうえで、第3期総合村づくり計画の策定へ繋げていきたいと考えております。 |
| 工藤委員 | 数値目標として、目標年度となる令和7年度の数値が記載されていますが、各年度の目標数値も定めているのですか。 |
| 小形谷主査 | 指標によっては各年度の目標値を定めているものもあります。 |

| 発言者 | 発言要旨 |
|---|---|
| 三村委員長 | <p>他に質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 三村委員長 | <p>質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 三村委員長 | <p>ないようですので、討論を終結し、採決いたします。</p> <p>議案第 30 号「第 2 期大潟村総合村づくり計画後期基本計画について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【 全員挙手 】</p> |
| 三村委員長 | <p>全会一致であります。</p> <p>議案第 30 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>休憩します。(14 : 40)</p> |
| 三村委員長 | <p>再開します。(14 : 48)</p> <p>次に、議案第 31 号「令和 3 年度大潟村一般会計補正予算案」について、総務部門の関係部分につき、当局より説明を求めます。</p> |
| 近藤局長 澤井課長補佐 工藤主査 遠藤主査 進藤主査 小形谷主査 庄司主査 宮田主任 相原主任 | <p>(当局説明)</p> |
| 三村委員長 | <p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> |

| 発言者 | 発言要旨 |
|---------|--|
| 齊藤委員 | 企業版ふるさと納税の寄附者には、村発注事業の入札に参加し、落札した業者は含まれていますか。 |
| 小形谷主査 | 含まれております。 |
| 齊藤委員 | 法的な規制などは特にはないのでしょうか。 |
| 小形谷主査 | 寄附に対する対価がありませんので、規制はありません。 |
| 齊藤委員 | 寄附額に上限はありますか。 |
| 小形谷主査 | 上限はありませんが、寄附は10万円以上でお願いしております。 |
| 菅原(ア)委員 | 地方交付税の増額理由を教えてください。 |
| 相原主任 | <p>国の当初予算分として交付された普通交付税については、算定費目の新設により、当初予算比で6,000万円ほど増額となっております。加えて、国の令和2年度決算と令和3年度補正において、地方交付税の原資となる国税が増額補正されたことに伴い、12月に追加交付も行われているため、増額となっているものです。</p> <p>国税収入については、当初コロナ禍による消費の落ち込みを想定していたところ、実際には、想定よりも消費に落ち込みはみられなかったことによるものです。</p> |
| 菅原(ア)委員 | 算定費目を教えてください。 |
| 相原主任 | 後ほど、調べてお伝えします。 |
| 菅原(ア)委員 | 令和4年度の見込みを教えてください。 |
| 相原主任 | 令和3年度の12月追加交付分を除いた額と同程度を見込んでおります。 |
| 工藤委員 | 繰越明許となる中央3番地宅地造成工事の工期は、どれくらい延長となる見込みですか。 |

| 発言者 | 発言要旨 |
|---------|---|
| 庄司主査 | 断続的な積雪が影響し、工事の進捗に遅れがあり、工期は4月末までを見込んでおります。 |
| 工藤委員 | 分譲事業の開始時期も遅れるということでしょうか。 |
| 小形谷主査 | 5月29日から募集を開始する予定で準備を進めております。 |
| 菅原(ア)委員 | 湖東厚生病院運営費補助金は、年度ごとに変動するのでしょうか。計画期間等が決まっているのであれば教えてください。 |
| 薄井課長 | 秋田県、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村の5者により、令和元年度から令和5年度までを第1期の支援期間とすることを定めており、金額は基本的に毎年同額となります。 |
| 菅原(ア)委員 | 令和6年度以降は、補助額の変動が見込まれるのでしょうか。 |
| 薄井課長 | 経営が著しく悪化することがなければ、令和5年度については今年度と同額となります。令和6年度以降については、湖東厚生病院の経営状況を勘案し、県や関係町村と協議をして負担割合を決することになるかと思えます。 |
| 工藤委員 | 議会棟外壁調査の結果を教えてください。 |
| 工藤主査 | 全体的にタイルの浮きや亀裂が確認されております。全面改修が必要とのことでしたので、当初予算へ改修工事費を計上しております。 |
| 工藤委員 | 部分的な改修ではなく、全面改修が必要なのですか。 |
| 工藤主査 | そのとおりです。 |
| 菅原(ア)委員 | 固定資産税の償却資産で、増加しているものは、どういったものか教えてください。 |
| 澤井課長補佐 | 農家個人の資産ではなく、法人やリース会社において資産が増加傾向にあり、それが要因です。 |

| 発言者 | 発言要旨 |
|----------------------|--|
| 三村委員長 | 他に質疑ございませんか。 (なしの声) |
| 三村委員長 | ないようですので、質疑を終結します。 休憩します。(15:37) |
| 三村委員長 | 再開します。(15:45) 次に、産業振興課部門について、当局の説明を求めます。 |
| 菅原主査 池田主査 佐藤主任 | 【資料に基づき説明】 |
| 三村委員長 | 当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 |
| 石井委員 | 大潟村サキホコレ生産振興事業について、5万円の減との事ですが、どのような事業内容ですか。 |
| 宮田課長 | サキホコレ生産班の活動に対する補助ですが、新型コロナウイルスの影響で予算を伴うような活動が出来なかったため全額を減額するものです。 |
| 石井委員 | 補助対象は村のサキホコレ生産班ということですか。また、新型コロナウイルスの影響が無かった場合に5万円という金額で十分だったのですか。 |
| 宮田課長 | 対象は村のサキホコレ生産班です。サキホコレは生産者も少なく、要望も無いため予算額としては十分と考えます。 |
| 菅原(ア)委員 | 機構集積協力金交付事業費補助金について100万円が減額になっていますが、申請が無かったという事ですか。 |
| 今野主事 | 機構集積協力金交付事業費補助金の交付要件は離農者が農地中間管理機構に対し、全ての自作地を10年以上貸付ける場合となっております。また、複数の市町村に農地がある場合は、最も農地面積のある市町村が申請を行うこととなっております。そのため、村に農地を有する農家の方で離農した方も |

| 発言者 | 発言要旨 |
|---------|---|
| | <p>いましたが、本村での申請実績は無かったものです。</p> |
| 菅原（ア）委員 | <p>温泉保養センター指定管理事業について、灯油代が値上がりしたので増額するという説明でしたが、増減がある度に補正するという事ですか。</p> |
| 菅原主査 | <p>そのとおりです。当初に積算した灯油代に増減があった場合は補正対応いたします。</p> |
| 菅原（ア）委員 | <p>契約時の単価が固定されているという事では無いわけですね。</p> |
| 菅原主査 | <p>そのとおりです。</p> |
| 三村委員長 | <p>「大潟村から元気を！」地域活力回復事業（飲食券配布事業）負担金補助及び交付金について115万円の減額となっておりますが、その分使用されなかったということでしょうか。</p> |
| 菅原主査 | <p>そのとおりです。なお、執行率は90.1%となっております。</p> |
| 石井委員 | <p>新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業について1者分を計上し忘れたとの事ですが、合計で何件借入していますか。</p> |
| 菅原主査 | <p>12件です。</p> |
| 石井委員 | <p>この事業は来年度もあるのですか。</p> |
| 菅原主査 | <p>資金の貸付けは、令和2年度の単年度事業ですので、来年度はございません。</p> |
| 工藤委員 | <p>森林国営保険保険金について、どの程度の被害から対象となるのですか。</p> |
| 今野主事 | <p>暴風雪によって、被害を受けたものに対しては、軽微なものも損害実本数の対象としています。今回に関しては森林保険センターの調査により損害概況3割程度と判断されました。</p> |
| 工藤委員 | <p>村も調査や見廻りを行っているのですか。</p> |

| 発言者 | 発言要旨 |
|-------|---|
| 今野主事 | はい。損害のあった地域と本数などを調査し、森林保険センターへ報告を行ったり、道路への倒木など緊急性の高いものについては、職員が撤去したりしております。 |
| 三村委員長 | 休憩します。 (16:10) 再開します。 (16:12) |
| 三村委員長 | 他にございませんか。 (なしの声) |
| 三村委員長 | ないようですので、質疑を終了します |
| 三村委員長 | 休憩します。 (16:13) 再開します。 (16:16) |
| 三村委員長 | 討論を行います。討論ございませんか。 |
| 三村委員長 | ないようですので、討論を終結いたします。 議案第31号「令和3年度大潟村一般会計補正予算案」の総務産業委員会に関係する部分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。 【 全員挙手 】 |
| 三村委員長 | 全会一致であります。 議案第31号の総務産業委員会に関係する部分について、全会一致により可決すべきものと決しました。 |
| 三村委員長 | 次に、要望第1号「要望書（大潟土地改良区）」についてを議題とします。各自黙読を求めます。 【資料を黙読】 |

| 発言者 | 発言要旨 |
|---------|--|
| 三村委員長 | 各自読み終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 |
| 三村委員長 | 土地改良区と村が土地を交換するということでしょうか。 |
| 宮田課長 | そのとおりです。村の県立大学農場の北側の土地を交換する予定としております。 |
| 三村委員長 | 現在、総合中心地内にある水路はどうなるのですか。 |
| 宮田課長 | 八郎潟農業水利事業所が実施主体となりますが、原状復帰が原則となっておりますので更地になる事と思います。 |
| 菅原(ア)委員 | 多面的機能支払交付金事業について、現在の交付単価は安いのでしょうか。 |
| 宮田課長 | 現在の交付単価は記載されておりますとおり 10a あたり 1,415 円と基準より安い積算単価で算定されており、村としても現在の交付単価より上げて貰いたいと考えております。 |
| 菅原(ア)委員 | 要望書にあるとおり、10a あたり 3,700 円の単価になっても事業を実施出来るという解釈でよろしいでしょうか。 |
| 宮田課長 | そのとおりです。村としては農地水の圃場管理など、やれる事は沢山ございますので、予算が増えればその分事業を拡大したいと考えております。 |
| 石井委員 | 交付単価は北海道とそれ以外の地域で決まっているのですか。 |
| 宮田課長 | 基準単価について、本来は本州の単価は北海道よりも高いのですが、村の場合は当初想定された事業量から算定して今の交付単価となりました。 |
| 工藤委員 | 新たな事業が増えると基準単価は上がるという解釈でよろしいですか。 |
| 宮田課長 | そのとおりです。 |
| 齊藤委員 | 要望書には総事業費が 130 千円とありますが、130,000 千円の誤りでは無 |

| 発言者 | 発言要旨 |
|--------|---|
| | いですか。 |
| 近藤事務局長 | そのとおりです。後で差し替えいたしますが、この場では口頭訂正させて頂きまして130,000千円として審議をお願いします。 |
| 三村委員長 | 他にございませんか。 |
| | (なしの声) |
| 三村委員長 | ないようですので、これより採決をいたします。 要望第1号「要望書（大潟土地改良区）」について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。 |
| 三村委員長 | <p style="text-align: center;">【 全員挙手 】</p> <p>全会一致であります。 要望第1号「要望書（大潟土地改良区）」については、全会一致により採択すべきものと決しました。 以上で、当委員会に付託された全ての議案については審議を全て終了します。</p> <p>閉会（16：35）</p> |